

# 本人確認書類（写）添付台紙

技能検定受検申請の際に本人確認書類（写）の添付が必須となっています。

次の①～③のうち当てはまる番号に○をして下さい。

- ① 3級の実技試験を受検する学生・訓練生（高校生等に対する技能検定受検手数料減額措置の対象者）
    - ※ 本人確認書類として学生証（写）又は在学証明書（写）等を添付して下さい。
  - ② 2級又は3級の実技試験を受検する25歳未満の雇用保険被保険者（若年者に対する技能検定受検手数料減免措置対象者）
    - ※ 手数料減免を希望する場合は、本人確認書類（写）に加え、雇用保険被保険者証（写）を添付して下さい。また、雇用主証明欄に、雇用主の在職証明を受けて下さい。
  - ③ 上記①、②に該当しない方（手数料の減額又は減免の対象にならない方）
- ※ 学生証（写）、在学証明書（写）又は雇用保険被保険者証（写）が添付されていない場合、手数料が減額又は減免されることがあります。

## ○本人確認書類（写）添付欄

※全ての方が対象

全ての受検申請者貼付

のりしろ

※次のいずれか一つを添付して下さい。

- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）※表面のみ
- ・ 運転免許証
- ・ 健康保険被保険者証
- ・ 学生証、在学証明書等

## ○雇用保険被保険者証（写）添付欄

※②の方が対象

②の対象者のみ貼付

※雇用保険被保険者証 のりしろ

雇用主証明欄

受検申請者は、当事業所の在職者であり、実技試験受検申請日において在籍していることを証明いたします。

事業所名：  
代表者名： 印

⇒ 要提出

別記様式（第2条関係）

手数料減額（免除）申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

下記のとおり手数料の減額（免除）を申請します。

記

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 減免を受けようとする手数料 | 令和5年度技能検定実技試験手数料  |
| 2 | 減免の内容         | 2級又は3級の試験手数料9,000円の減額   |
| 3 | 減免を受けようとする理由  | 下記の要件に該当するため  |
|   |               | ア 技能検定の2級又は3級の実技試験を受検する者  |
|   |               | イ 25歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳に達していない者）                    |
|   |               | ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者） |
|   |               | エ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者           |